

【申請要領】登録免許税非課税措置に係る知事の証明について

社会福祉法人が、社会福祉事業の用に供するために不動産を取得した場合、知事の証明願を添付することで、所有権保存登記または所有権移転登記の際の登録免許税が非課税となります。以下にご留意のうえ、必要書類をご提出ください。

1. 対象 長崎県が所管する社会福祉法人（但し、中核市（長崎市、佐世保市）所轄法人は市が証明）
2. 必要書類

必 要 書 類		土 地	建 物	備 考
証明願		/	/	
1	① 登録免許税法別表第3の10の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願	○	○	2部
	② 長崎県証紙(令和7年3月末まで) ※令和7年1月から手数料の納付方法が変わりますので 事前に下記担当までご確認ください。	○	○	400円分
不動産が社会福祉事業に使われることを証明できる書類		/	/	
2	① 評議員会議事録及び理事会議事録（写）	○	○	
	② 不動産取得にかかる予算書等（写）	○	○	
	③ 指定サービス事業等の指定書（写）	○	○	
不動産が法人に帰属することを証する書類		/	/	
3	① 不動産売買契約書等（写）	○	○	
図面類		/	/	
4	① 位置図（写）	-	○	
	② 公図（写）	○	-	
	③ 平面図（写）	-	○	各階
その他		/	/	
5	① 現時点の不動産登記簿謄本（ 原本 ）	○	○	土地及び既存建物の場合。 建物の新築の場合は表示登記時点のもの
	② 建築基準法による検査済証（写）	-	○	建物が新築の場合
	③ 借用書、償還計画（写）	○	○	購入資金を借り入れる場合
	④ 基本財産編入及び定款変更確約書	○	○	

※上記の他、不動産の取得状況に応じて追加で資料提供を依頼することがあります。

※添付書類は原則原本を添付し、写しの場合は全て原本証明が必要となります。

○標準処理期間：適正な書類を受け付けてから約2週間

○注意事項

- (1) 具体的な計画がなく、将来的に社会福祉事業を実施するために不動産を先行取得する場合については、証明ができかねますのであらかじめご了承ください。
- (2) 証明を受けようとする不動産について、原則として抵当権、根抵当権等、担保の設定はできません。（（独）福祉医療機構への担保提供を除く。）また、現に担保が設定されている不動産については、証明にあたって担保がはずれることが条件となります。
- (3) 内容によっては証明ができない場合がありますので、事前に担当までご相談ください。